

社会福祉法人わかうら会役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人わかうら会（以下「当法人」という）定款第九条および第二三条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。〈ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。「職員給与規程」による通勤手当や旅費支弁との重複がないよう、留意する。〉

2 役員等が、役員会に出席した時は出席した役員に対し交通費実費分を支給する。

(会議に必要な費用)

第4条 会議に食事が必要な場合は食事の費用は当法人が負担する。ただし、1人当たり1食5千円を基準とする。別途、室料及び備品の借用が必要な場合の費用についても当法人が負担する。

(実施規定)

第5条 この規定に定めのない事項について急を要する場合は、理事長が当該役員等と協議の上、状況に応じて対応し理事会に報告するものとする。

(改 廃)

第6条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することが出来る。

附 則

1、この規則は、平成29年7月1日から施行する。